「うまいもんフェスタinかなぎ」出店規約

下記の内容についてご確認いただき、申し出と異なる場合や本規約を遵守いただけない場合は出店をお断りします。

（１）イベントの目的を理解し出店すること。

（２）出店者は県内を中心に活動している個人又は団体であること。

（３）イベントのPRを出店者自らSNS等で実施すること。

（４）食品衛生法の法令を遵守し、その基準を守って出店すること。また、出店に必要な営業許可・届出等を行うこと。

（５）消防法の法令を遵守し、その基準を守って防火対策を行うこと。

（６）出店者は出店に関して発生した事故に対して全ての賠償責任を負うこと。

（７）イベントが中止もしくは順延になり、出店できなかった場合において、出店料返金（追加備品のオプション使用料を含む）を除きその他の損害の補償は一切しない。また、イベント内容が変更となった場合においても、出店料の減額及び損害の補償は一切しない。また不可抗力により発生した事故（地震・落雷等）について主催者は賠償の責任を負わない。

（８）イベント当日の出店の様子や商品写真について、五所川原市及び金木商工会のHP、SNS、広報等への掲載を承諾すること。

（９）出店者及び従事者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に属していないこと。

（１０）出店にあたっては実行委員会及び関係スタッフの指示に従うこと。

（１１）出店許可の取り消し又は出店の拒否

出店者及び従事者が以下の事項に該当した場合、実行員会は出店許可の取り消し又は出店の拒否をするものとする。その場合、実行委員会は損害賠償の責は負わない。

①出店者及び従事者が暴力団等反社会的勢力に所属している、又は関係を有していることが判明した場合。

②粗暴卑猥な言動をするなど他の出店者・お客様に迷惑をかける行為を行った場合。

③法律で禁止されているものや、イベントの品位を損なう恐れのあるものを販売した場合。また、あらかじめ届出られたもの以外のものを販売した場合。

③かなぎうまいもんフェスタ出店者募集要項及び本出店規約に違反した場合。

④出店申込事業者と実際の出店事業者が違う場合。

⑤実行委員会、その他イベントを運営する者の指示に従わなかった場合。